

SPC JINJIKEN NEWS

2019年春入社 の就活ル ールを緩和 へ 経団連方 針 (11月30 日)

経団連は、
2019年春入
社以降の学

生らを対象に就職活動のルールを緩和する方針を明らかにした。現在は「5日以上」とされているインターンシップの日数制限を撤廃して、1日でも実施可能とする。また、短大・高専の卒業予定者はルールの対象から除外する考え。

「賃上げ」実施企業が過去最高 (12月1日)

厚生労働省が「賃金引上げ等の実態に関する調査」の結果を発表し、平成28年に賃金の引上げを「実施した」または「実施予定」の企業が5年連続で増加し、過去最高の86.7%となったことがわかった。1人平均賃金の改定額(予定を含む)は5,176円(前年5,282円)で、前年を下回った。

[関連リンク]

平成28年「賃金引上げ等の実態に関する調査」の結果

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/jittai/16/dl/09.pdf>

育児休業期間を「最長2年」に延長へ (12月7日)

労働政策審議会(雇用均等分科会)が「経済対策を踏まえた仕事と育児の両立支援について(案)」を示し、育児休業期間の「最長2歳まで」への延長が盛り込まれたことがわかった。女性の離職を防ぐのがねらいで、来年の通常国会に育児・介護休業法改正案を提出して早ければ来秋にも実施される見通し。

雇用保険料率を0.6%に引き下げへ 平成29年度から (12月8日)

労働政策審議会が来年度の雇用保険制度改正案に関する報告書を承認し、来年度から3年間、雇用保険料率を0.2ポイント引き下げて0.6%となることが明らかになった。来年の通常国会に関連法の改正案を提出する見通し。

障害者雇用率が過去最高 法定雇用率達成企業は約半数 (12月13日)

厚生労働省が平成28年の「障害者雇用状況の集計結果」を発表し、民間企業の障害者雇用率(今年6月1日時点)が1.92%で過去最高となったことがわかった。雇用者数も13年連続で過去最高を更新した。従業員50人以上の企業に義務付けられている法定雇用率を達成できた企業は49%だった。

[関連リンク]

平成28年障害者雇用状況の集計結果
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000145259.html>

虚偽求人に対する罰則強化へ 厚労省方針 (12月13日)

厚生労働省は、賃金や待遇について虚偽の条件を示してハローワークや民間の職業紹介会社を通じて求人を行った企業を罰則（懲役6カ月以下または罰金30万円以下）の対象とする方針を明らかにした。来年の通常国会に職業安定法等の改正案を提出する方針。

〔関連リンク〕

労働政策審議会建議（職業紹介等に関する制度の改正について）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000145621.html>

パートタイム労働者の労働組合員数が過去最高（12月15日）

厚生労働省が平成28年「労働組合基礎調査」の結果を発表し、労働組合に加入するパート労働者が113万1,000人（前年比10.3%増）で過去最高となったことがわかった。全体の労働組合員に占める割合（11.4%）も過去最高だった。全組合員数は前年から0.6%増加して994万人となった。

〔関連リンク〕

平成28年労働組合基礎調査の概況

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/roushi/kiso/16/>

政府が「同一労働同一賃金ガイドライン案」を公表（12月20日）

政府の働き方改革実現会議は、正社員と非正規社員間の不合理な待遇差の解消を目指す「同一労働同一賃金」を実現するためのガイドライン案を示した。両社間に待遇差が存在する場合に、それが不合理であるか否かを示したものであり、今後、この案を基に法改正（労働契約法、パートタイム労働法、労働者派遣法）の議論が行われ、最終的に確定したものが改正法の施行日に施行される見込み。

〔関連リンク〕

同一労働同一賃金ガイドライン案

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hataraki/kata/dai5/siryou3.pdf>

厚生年金に約20万人が新規加入 社保適用拡大で（12月21日）

厚生労働省は、10月から施行された「パート労働者への社会保険適用拡大」に伴う厚生年金への新規加入者（11月10日まで）が20万1,103人となったと発表した。対象者は週20時間以上勤務し、年収約106万円以上などの条件を満たすパート労働者等で、同省では約25万人が対象となると推計している。

〔関連リンク〕

平成28年10月から厚生年金保険・健康保険の加入対象が広がります！

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/2810tekiyoukakudai/>

『「過労死等ゼロ」緊急対策』を公表 厚労省（12月26日）

厚生労働省は、違法な長時間労働等を複数の事業場で行うなどの企業に対して全社的な是正指導を行うことを盛り込んだ『「過労死等ゼロ」緊急対策』を公表した。また、新ガイドラインによる労働時間の適正把握の徹底、是正指導段階での企業名公表制度の強化なども盛り込まれた。

〔関連リンク〕

「過労死等ゼロ」緊急対策の取りまとめについて

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000147160.html>



トピックス● 平成29年1月からの制度変更

平成29年1月から、次のような制度変更が行われます。

◆◆ 平成29年1月からの制度変更 ◆◆◆

●雇用保険法の改正

65歳以上の従業員については、これまで、65歳前から継続して65歳以後においても雇用している者に限り、雇用保険が適用されることになっていました。

平成29年1月からは、65歳前から雇用していたか、65歳以後に雇用したかを問わず、雇用保険が適用されることとなります。(65歳以上の被保険者の名称は、高年齢継続被保険者から「高年齢被保険者」に変更)

☆これまで適用除外として取り扱っていた65歳以上の従業員が、週20時間以上働くなどの要件を満たす場合には、高年齢被保険者に該当することになるため、ハローワークへの届出が必要となります。

●育児・介護休業法の改正

平成29年1月から、次のような育児・介護に係る制度の見直しを実施されます。

- (1) 多様な家族形態・雇用形態に対応→①育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件の緩和、②子の看護休暇の付与単位の柔軟化(半日単位での取得を認める)など。
- (2) 介護離職の防止→①介護休業の申出ができる有期契約労働者の要件の緩和、②介護休業の分割取得の見直し(同一の対象家族について、延べ93日の範囲内で3回まで取得可能とする)、③所定外労働の免除制度の創設、④介護休暇の付与単位の柔軟化など。
- (3) その他→妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由とする上司・同僚等による就業環境を害する行為を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務づける。

☆この改正に伴い、企業における就業規則(別途定めた育児・介護休業規程などを含む)の改定も必要となります。

●社会保険におけるマイナンバーの取扱い

平成29年1月から、健康保険・厚生年金保険の事務においてもマイナンバーの利用が開始され、一定の書類にマイナンバー(個人番号)の記載欄が設けられます。

- ⑩ 事業主の皆様が行う届出においては、「被保険者資格取得届」、「被保険者氏名変更届」、「被保険者資格喪失届」に、従業員の個人番号を記載する欄が追加されますが、当分の間、その記載を不要とする経過措置が適用されます(ただし、健康保険組合に提出するものについては、その記載が必要です)。

☆企業から全国健康保険協会、日本年金機構(年金事務所)に提出する上記の書類については、当分の間、改正前の様式を使用する(個人番号の記入は不要)こととされています。マイナンバーに関する情報についても、引き続きお伝えしていきます。

新情報！ ● 年金の受給資格期間の短縮の施行期日が正式に決定

平成24年の年金制度改正（社会保障・税一体改革関連）により、公的年金の老齢給付（老齢基礎年金、老齢厚生年金）等の受給資格期間を、「25年（期間短縮特例あり）」から「10年」に短縮することとされました。

その施行日（実施日）は、消費税率の10%への引上げの時とされていましたが、それが『平成29年8月1日』に改められました。

これにより、受給資格期間が10年以上25年未満の方にも、平成29年9月分から、老齢基礎年金等が支給されることとなります（初回の支払いは同年10月）。

◆◆ 平成29年8月1日実施の改正内容 ◆◆◆

○ 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという観点から、老齢基礎年金等の受給資格期間を10年に短縮する。

【対象となる年金】

・老齢基礎年金、老齢厚生年金、これらに準じる旧法の老齢年金

➡ 「25年以上年金制度に加入していたこと」という要件を、「10年以上年金制度に加入していたこと」に改正

〈補足〉25年以上（改正後は10年以上）という要件は、厳密には、「保険料納付済期間＋保険料免除期間（＋合算対象期間）」で判断します（以下同じ）。

・寡婦年金

➡ 「25年以上年金制度に加入していた夫が死亡」という要件を、「10年以上年金制度に加入していた夫が死亡」に改正

注. 遺族基礎年金、遺族厚生年金は対象外

……老齢基礎年金等の受給権者の死亡によって支給される場合、その受給権者が25年以上年金制度に加入していたことが要件

○現在、無年金である高齢者に対しても、改正後の受給資格期間を満たす場合には、経過措置として、施行日以降、保険料納付済期間等に応じた年金支給を行う。

☆受給資格期間の短縮は、当初、消費税率の10%への引上げと連動して実施される予定でしたが、受給資格期間の短縮を先行して実施することとされました（財源はまだ不透明です）。

なお、消費税率の10%への引上げの時期は、「平成31年10月1日」とされました。2度目の延期で、当初の予定から4年遅れることとなります。